

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	高校教育改革の歩み －高校教育改革のグランドデザインを考える－
著者 / 所属	鈴木 健太 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	484号
刊行日	2026-5-22
頁	19-33
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260522.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260522.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

# 高校教育改革の歩み

## — 高校教育改革のグランドデザインを考える —

鈴木 健太

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. これまでの国による高校教育改革
3. これまでの都道府県における計画等の策定状況
4. グランドデザインに係る主な経緯と論点
5. おわりに

### 1. はじめに<sup>1</sup>

2025年2月に署名された2025年度予算に関する自由民主党、公明党及び日本維新の会の合意（以下「三党合意」という。）により進められた高等学校等就学支援金制度（いわゆる高校授業料の無償化）の拡充に際しては、公立高校などへの支援の拡充を含む教育の質の確保が課題の一つとされ、三党検討チーム<sup>2</sup>での議論においては、公立高校の振興を図るため、国において高校教育改革に関する基本方針を示し、各都道府県がその実行計画を策定することとされた。また、同基本方針に沿った緊要性のある取組等について先行支援を行う事業の経費<sup>3</sup>約3,000億円が計上された2025年度補正予算が同年12月に成立した。

2026年2月、文部科学省は「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」（以下「グランドデザイン」という。）を策定・公表するとともに、2025年度補正予算による先行支援事業の公募を開始した。本稿では、30年に一度とも称される<sup>4</sup>この高校教育改革に向けた国の動きを念頭に、これまでの国による取組や都道府県における計画等の策定状況を概観するとともに、グランドデザインに係る主な経緯をまとめ、その主な論点を整理する。

<sup>1</sup> 本稿は2026年4月7日までの情報を基に執筆している（インターネット情報への最終アクセス日も同日）。

<sup>2</sup> 自由民主党・公明党・日本維新の会「無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム」

<sup>3</sup> 高校教育改革を促進するための基金を都道府県に造成する高等学校等教育改革促進事業費補助金等

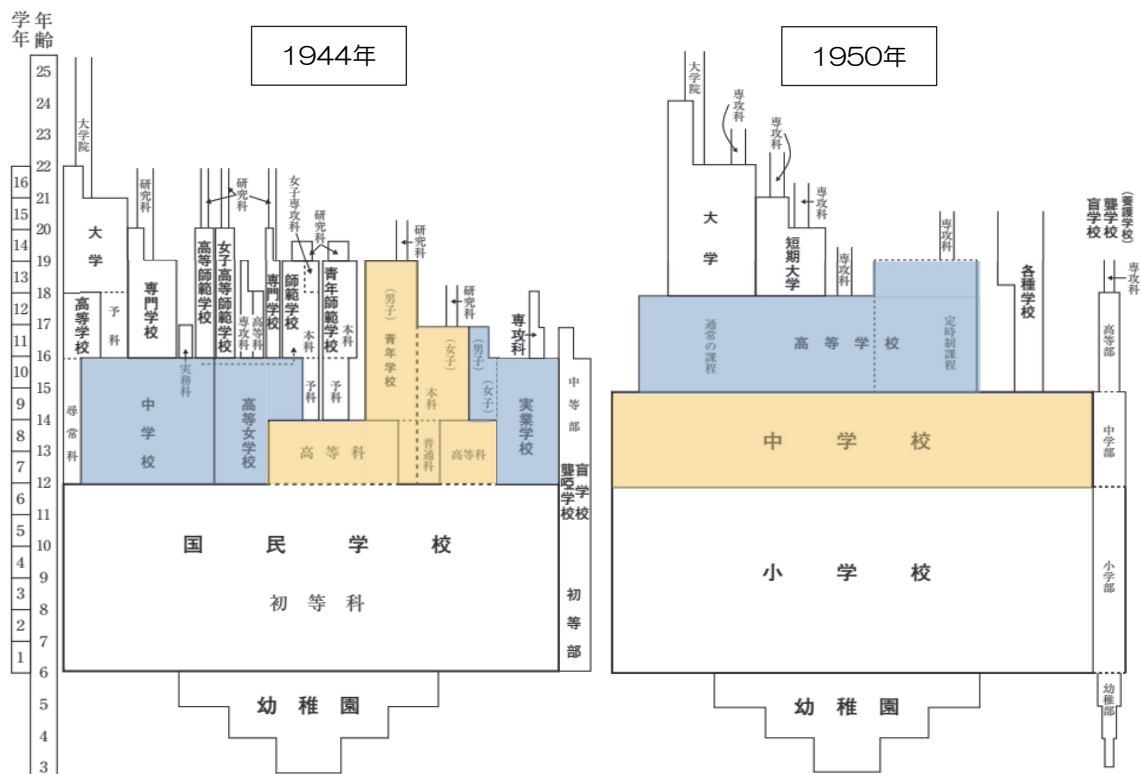
<sup>4</sup> 『教育新聞』（2026. 1. 7）

## 2. これまでの国による高校教育改革

### (1) 高校の成り立ち

現在の高校は、戦後の学制改革により学校体系が6・3・3・4の編制に改められ、旧制中学校、高等女学校、実業学校<sup>5</sup>の三つの種別があった旧制中等教育学校<sup>6</sup>が、単一の3年制の新制高校に整理・統合された（図表1参照）ことなどを始まりとしている。新制高校の教育課程の特色は、選択教科制と単位制にあったとされ、その教育水準に関しては、発足当初は旧制の高等学校・専門学校<sup>7</sup>程度を期待する考えがあった<sup>8</sup>とみられるものの、当時の財政状況などを踏まえ、新制高校は旧制中等教育学校を無理なく移行させるという方針がとられ、旧制中等教育学校がほぼそのまま移行して新制高校が成立し、その教育水準もそれに即して定着したと評価されている<sup>9</sup>。

図表1 新旧学校体系の比較



※ 青色は新制高校に、黄色は新制中学校にそれぞれ移行等をした主な学校等を示している。  
 （出所）文部科学省編『学制百五十年史』（株式会社ぎょうせい、2022.12）1006頁、1007頁より抜粋、一部加工

<sup>5</sup> 農学校・農林学校、工業学校、商業学校・実業学校、商工学校などと呼ばれていた。現在の専門高校（職業系専門学科（農業、工業、商業、水産等に関する学科）を設置する高校）などの前身とされる。

<sup>6</sup> なお、1940年の旧制中等教育学校への進学率は約18%であった。

<sup>7</sup> 旧制の高等教育機関。多くは新制大学制度において大学へと移行した。

<sup>8</sup> 1947年4月の教育刷新委員会（米国教育使節団に協力した日本側教育家委員会を母体とし、我が国の教育改革を検討するため1946年8月に内閣に設置された合議制機関。教育基本法制定の建議などを行った）の建議では、新制高校はおよそ旧制高等学校・専門学校の程度を基準とすることとされていた。1947年に制定された学校教育法では、全日制高校の課程の修業年限は3年とされていたが、特別の技能教育を施す場合には3年を超えるものも認められていた（1950年の法改正により3年に統一）。

<sup>9</sup> 文部科学省編『学制百五十年史』（株式会社ぎょうせい、2022.12）131頁

新制高校の設置に際しては、①学区制<sup>10</sup>、②男女共学制、③総合制<sup>11</sup>という原則が、連合国軍最高司令官総司令部の民間情報教育局（C I E）により強調された。また、新制高校は義務教育とはされなかったものの、1946年3月の米国教育使節団報告書<sup>12</sup>では「授業料は無徴収、ゆくゆくは男女共学制を採り」、「進学希望者全部に種々の学習の機会が提供されるようにすべきである」ことが指摘された。こうしたことから、新制高校は中学校卒業生であって入学を希望するものはなるべく多く入学させる方針となり、入学者の選抜に当たっては、入学志願者数が入学定員を超過した場合に限り中学校からの報告書に基づく選抜を実施することができることとされた。

## （２）国による主な高校教育改革の変遷

新制高校の発足後、法律の制定や改正、制度改正や予算事業などにより、国による高校教育改革が進められてきた。その主な変遷は図表2のとおりである。次項以降において、その主なものを法律、省令等に基づく制度及び予算事業に分け、概要を紹介する。

図表2 国による主な高校教育改革の変遷等

年	主な事項	生徒数	進学率
1948	新制高校の発足	約120万人	-
1951	産業教育振興法の制定	約219万人	45.6%
1953	理科教育振興法の制定 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の制定	約253万人	48.3%
1954	入学者選抜における学力試験実施の容認（入学者選抜に関する通達等）	約255万人	50.9%
1956	普通科におけるコース制の導入（学習指導要領の改訂）	約270万人	51.3%
1961	公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の制定	約312万人	62.3%
1963	入学者選抜における学力試験の完全実施（学校教育法施行規則の改正等）	約390万人	66.8%
1967	公立高校の学級編制の標準を45人（定時制普通科等は40人）に引下げ	約478万人	74.5%
1988	定時制・通信制課程での単位制高校の導入	約553万人	94.4%
1993	公立高校の学級編制の標準を40人に引下げ 全日制課程での単位制高校の導入 学校間連携等（他高校、専修学校、技能審査等）の単位認定の開始	約501万人	96.1%
1994	総合学科の導入	約486万人	96.5%
1998	学校間連携等の単位認定対象範囲の拡大（大学、高専、ボランティア活動等）	約426万人	96.8%
1999	中高一貫教育制度の導入（中等教育学校の創設等）	約421万人	96.8%
2004	高校設置基準の全部改正（大綱化）	約372万人	97.5%
2010	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の制定（いわゆる高校授業料の無償化の開始）	約337万人	98.0%
2015	全日制・定時制課程での遠隔教育の制度化	約332万人	98.5%
2022	新たな普通科の導入	約296万人	98.8%
2024	全日制・定時制課程における不登校生徒等向けの遠隔授業の制度化	約291万人	98.6%

※ 「生徒数」は高校(全日制・定時制課程)の在学者数。「進学率」は高校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部並びに高等専門学校への進学率(1983年以前の進学率には通信制課程への進学者が含まれていない)。(出所)文部省編『学制百年史 資料編』(株式会社帝国地方行政学会、1972.10)、学校基本調査等より筆者作成

<sup>10</sup> 居住地域によって進学できる公立高校を制限する制度。旧制中等教育学校間の格差是正などを図るためのものであったとされ、当初は都道府県が公立高校の通学区域を指定することが法定されていたが、2001年の規制緩和のための法改正により当該条文は削除された。現在28都府県が学区制を設けていない。

<sup>11</sup> 文部省学校教育局長通達「新学校制度実施準備の案内」(1947.2)においては、「更に進学する者のため、あるいは職業に就く者のために必要な課程を併置するいわゆる総合的なもの」と説明された。

<sup>12</sup> 文部省編『学制百年史 資料編』(株式会社帝国地方行政学会、1972.10) 60頁

### (3) 主な法律の概要

#### ア 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

当初、高校の設置や学級編制、教職員定数等は、1948年に制定された高校設置基準（学校教育法に基づく省令）の定めるところであったが、高校生の急増に対処し、一定水準の学級編制や教職員定数を確保することを狙いとして、1961年に「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（1961年法律第188号）」（以下「高校標準法」という。）が制定された<sup>13</sup>。同法は、高校教育の普及と機会均等を図るため、都道府県に対し、高校の配置及び規模の適正化についての努力義務を課すとともに、1学級の生徒数の標準や設置者ごとに配置すべき教職員の総数を示している<sup>14</sup>。

制定当初は、「公立の高等学校は、都道府県が設置するものとする」としつつ、一定の財政能力を持つ市町村も設置し得ることを明示するとともに、学校規模の下限を生徒300人などと規定していた。2001年に高校標準法が改正され、都道府県による公立高校の設置に係る規定と、法律の題名における「設置」の文言が削除された<sup>15</sup>。また、2011年に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（2011年法律第105号）」（第2次一括法）<sup>16</sup>により、学校規模の下限を定める規定が削除された。

1学級の生徒数の標準については、制定当初は、普通科等は原則として50人、農業・水産・工業等の学科は4人とされていたが、1967年と1993年に法改正がなされ、現在はいずれも原則として4人と規定されている。

#### イ 産業教育振興法、理科教育振興法

新制高校における総合制の導入による職業教育の停滞を懸念する声などが高まる中、高校の職業系専門学科の充実・振興などを図るため、1951年には議員立法により「産業教育振興法（1951年法律第228号）」が制定された。同法に基づき、1952年度から主として高校の産業教育施設・設備の整備を助成するための国庫補助が設けられた<sup>17</sup>。

また、初等中等教育機関における理科教育の充実を目的として、1953年には議員立法により「理科教育振興法（1953年法律第186号）」が制定された。同法に基づき、1954年度から高校、小中学校等の理科設備（電子てんびん、顕微鏡、人体模型等）の整備を助成する国庫補助が設けられた<sup>18</sup>。

いずれの法律においても、国はその振興を図るよう努めるとともに、地方公共団体が総合計画の樹立などによりその振興を図ることを奨励しなければならないとされている。

<sup>13</sup> 義務教育に関しては、1958年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（1958年法律第116号）」が制定されている。

<sup>14</sup> 高校標準法の裏付けとなる財源は地方交付税により確保された。

<sup>15</sup> 同改正は、中央教育審議会の答申や「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（1999年法律第87号）」（地方分権一括法）を受けたものであり、その趣旨は、公立高校の設置者を都道府県等に限定する規定を削除し、市町村が積極的な役割を果たすことができるよう見直すことであった。

<sup>16</sup> 同法は、2010年に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づくものであり、その趣旨は、地域主権改革を実現するために地方公共団体への義務付け・枠付けの見直しなどを図ることであった。

<sup>17</sup> 公立高校の設備整備への補助はいわゆる三位一体改革により2005年度から一般財源化され、施設整備への補助は交付先毎に交付金化された。

<sup>18</sup> 2026年度の予算額は19億円程度。

## ウ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法

高校の定時制課程は、中学校を卒業して勤務に従事するなどの理由で全日制課程に進めない青少年に対して高校教育を受ける機会を与えるために設けられた。また、通信教育も新制高校の発足と共に創設された制度であり、全日制・定時制課程と同一の教育目標・内容を有し、その修得単位の効力も同一とされたが、当初は、実施教科・科目の制限により通信教育のみでは高校卒業資格は得られなかった<sup>19</sup>。

1953年には、定時制及び通信教育の設備の充実や通信教育の学習指導書の発行促進<sup>20</sup>、巡回指導の旅費の確保などの必要があるとして、議員立法により「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（1953年法律第238号）」が制定され、1954年度から定時制課程の施設・設備の整備、通信教育の設備の整備とその運営費を助成するための国庫補助が設けられた<sup>21</sup>。なお、1961年には、学校教育法等の改正により、これまで全日制・定時制課程の一部であった通信教育が課程として独立したほか、広域通信制課程の新設などが行われている<sup>22</sup>。

### （４）主な制度の概要

#### ア 単位制高校

新制高校の発足当初は、選択教科制と単位制がその特色とされていたものの、高校教育に計画性を持たせるなどの観点から、1956年の学習指導要領の改訂において、従前の広範な選択制を廃止し、教育課程に類型（コース）が設けられることとなった<sup>23</sup>。しかし、画一的な教育への反省と、生涯学習体系への移行などを求める声が高まり、1988年度からは、学校教育法施行規則の改正により、学年による教育課程の枠を設けず、かつ、学年ごとの進級認定<sup>24</sup>は行わず、所要の単位を修得すれば卒業を認める「単位制高校」の設置が可能となった。

当初は定時制・通信制課程に限って認められていたが、1993年度からは、多様な生徒の個に応じた教育課程の履修を促進し、生徒の選択の幅を拡大する<sup>25</sup>として、全日制課程についても単位制高校の設置が可能となった<sup>26</sup>。

<sup>19</sup> 1955年の文部事務次官通達により、同年度から通信教育のみによる高校卒業資格が得られることとなった。

<sup>20</sup> 1952年度までに通信教育は9科目について実施されたが、教科書のほかに必要となる学習指導書は、需要部数が少なく、3科目しか発行されなかったなどの課題が指摘されていた（第16回国会衆議院文部委員会議録第15号2頁（1953.7.21））。

<sup>21</sup> いわゆる三位一体改革により2005年度から廃止となり、一般財源化された。

<sup>22</sup> その後、広域通信制課程の設置・廃止等についての文部大臣の承認制の届出制への改正（1983年）、株式会社立学校の制度化（2003年）などの規制緩和が進められたが、2015年に株式会社立の広域通信制高校による高等学校等就学支援金の不正受給や不適切な授業の実施が発覚したことを契機として、以後、その質の保証に向けた取組が進められている。なお、近年は特に私立通信制課程の生徒数が増加傾向にある。

<sup>23</sup> 多くの普通科高校においては、入学年次で共通の教科・科目を履修させ、2年次以降に数種類の科目の望ましい配列をいくつか設け、そのいずれかを生徒に選択させる教育課程の類型を設けている。その多くはいわゆる文系・理系の類型に分けられている。

<sup>24</sup> 単位制高校以外の高校では、必要な単位を修得することにより卒業を認める単位制を採用しつつ、学年ごとの進級認定を行う「学年制」が併用されている。

<sup>25</sup> このほかにも、導入を提言した1991年の中央教育審議会の答申では、画一的な教育や受験競争の激化という状況の中で、少なくない高校生が高校教育に適応できないことについても深刻な問題とされていた。

<sup>26</sup> 高校標準法の教職員定数においては、教諭等は収容定員別の課程数に、事務職員は課程数に応じた加配措置

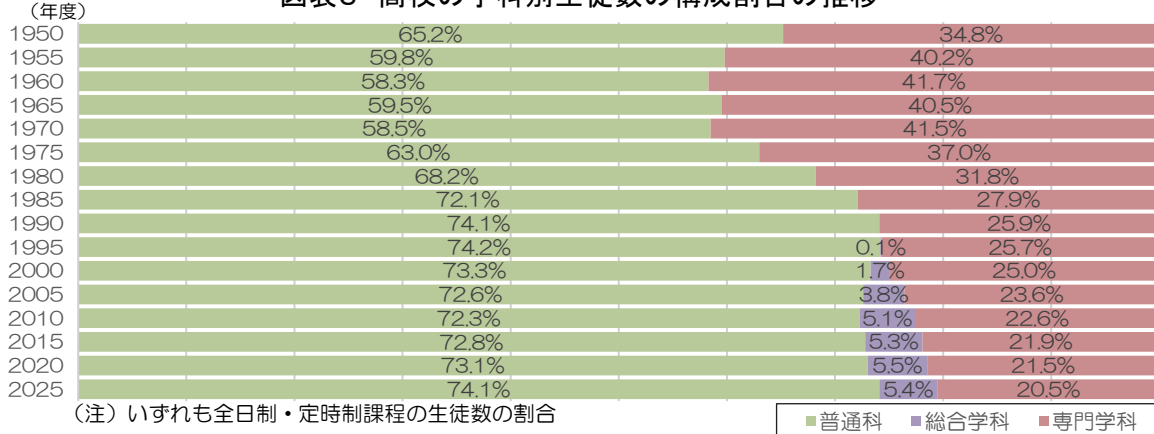
## イ 総合学科

新制高校の発足当初、C I Eからは総合制が原則の一つとして掲げられ、当時の学校教育法においても、高校は「高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」とされたが、文部省は漸進的な方針を勧奨<sup>27</sup>し、ほとんど実現しなかったと評価されている<sup>28</sup>。結果として、我が国の後期中等教育は、専ら普通教育を主とする普通科と、専門教育を主とする専門学科の二つの学科の下で行われることとなった<sup>29</sup>。

しかし、普通科と専門学科に区分された学科制度は、普通科は進学、職業系専門学科は就職などという固定的な考え方に結び付きやすく、学校間の序列化、偏差値偏重の進路指導などの問題を生じさせる一因になっている<sup>30</sup>などとして、1994年度からは、高校設置基準の改正により、普通科と専門学科に大分されていた区分を見直し、これらを統合する学科として新たに「総合学科」の設置が可能となった。

総合学科の特色としては、幅広い選択科目の中から生徒が科目を選択できること、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習が重視されることなどが挙げられる。国は、中学生が総合学科を実質的に選択することが可能となるよう、通学範囲の身近なところに設置される必要があるとの観点から、1999年には「当面、総合学科を設置する公立高等学校が高等学校の通学範囲（全国で500程度）に少なくとも1校整備されることを目標とする」ことを掲げた<sup>31</sup>。こうした方針に基づき、高校標準法の教職員定数においては、総合学科に関する優遇策が設けられた<sup>32</sup>。

図表3 高校の学科別生徒数の構成割合の推移



(出所) 学校基本調査、文部科学省資料より筆者作成

もなされている。2025年度時点では全日制高校のうち、単位制高校は769校、全体の17%にとどまる。

<sup>27</sup> 文部省学校教育局長通達「新学校制度実施準備の案内」（1947.2）において、学校数の少ない地方においては、総合的な学校が地方の必要性に適合すると思われるなどとし、全国一律の導入は推奨されなかった。

<sup>28</sup> 西村三郎「新制高校はどのようにして生まれたか」『月刊高校教育』（1978.5）35頁等

<sup>29</sup> この間、例えば、工業高校卒業程度の技術者が44万人不足するとの推計等を示した閣議決定「国民所得倍増計画」（1960.12）を踏まえ、関連する専門学科の入学定員の増員目標が立てられ、国による補助金等を通じた拡充方策が採られた時期もある（文部省編『産業教育百年史』（株式会社ぎょうせい、1986.3）246頁）。

<sup>30</sup> 高等学校教育の改革の推進に関する会議「高等学校教育の改革の推進について（第四次報告）」（1993.2）

<sup>31</sup> 1999年1月に閣議決定された「生活空間倍増戦略プラン」、1999年9月に改訂された文部省の「教育改革プログラム」。この500程度という目標は、当時の全日制・定時制高校の9%に相当する。2025年度時点で総合学科を置く高校は381校であり、全体の8%にとどまる。

<sup>32</sup> 教諭等は収容定員別の学科数に、実習助手や事務職員は学科数に応じて加配措置がなされている。

## ウ 新たな普通科

現在、普通科は高校生の7割以上が在籍するが、「普通」の名称から一斉的・画一的な学びの印象を持たれやすく、また、生徒の能力・適性や興味・関心等を踏まえた学びの実現に課題があると指摘されている<sup>33</sup>。これまでも学習指導要領の改訂などを通じた教育課程の充実が図られてきたが、2021年には、従来の文系・理系の類型分けを普遍的なものとして位置付けるのではなく、生徒が多様な分野の学びに接することができるようにするため、高校設置基準等の改正が行われ、2022年度から「新たな普通科」<sup>34</sup>の設置が可能となった。また、新たな普通科の設置に向けた検討等を行う高校等を指定し、特色化・魅力化を実現するためのカリキュラムや実施体制の開発等、普通科改革の実現に資する先進的な取組に係る調査研究などを行う予算事業も開始された<sup>35</sup>。

## (5) 主な予算事業の概要

### ア 理数系教育の充実

国内の「科学技術離れ」、「理科離れ」に対応し、科学技術・理数系教育を充実させるため、2002年度から「科学技術・理科大好きプラン」の一環として、理数系教育を重点的に行う「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」事業が開始された。同事業は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）を主たる実施主体として、理数系教育に関する研究開発等を行う高校等を指定し、カリキュラムの開発や大学等との連携による先進的な理数系教育の充実を図る取組に対し、支援を行うものである。各校の指定期間は原則5年間であり、支援額は1校当たり年600万円から1,200万円程度である。事業が開始された2002年度の予算額は約7億円、採択校は26校であったところ、2025年度にはそれぞれ約23億円、230校に増加している。

### イ 職業教育の充実

科学技術の進展等に伴い、産業界で必要な専門知識や技術が高度化しており、従来の産業分類を超えた複合的な産業の発展に対応する必要性を踏まえ、大学・研究機関・企業等との連携強化等により専門高校等における専門的職業人の育成を図ることを目的として、2014年度から「スーパープロフェッショナルハイスクール（SPH）」事業が開始された。2014年度の予算額は約8,000万円、指定校数は10校、指定期間は3年（最大5年）であった。2021年度からは産業界等と一体となった教育課程開発等の先進的取組を行う都道府県等・専門高校が、中核となる人材育成の広域ネットワークの構築や産業界等との連携に課題のある地域の連携体制強化の取組等を実施する「マイスターハイスクール」事業に引き継がれ、同事業の最終年度である2025年度は予算額が約2億円、採択対象となる教育委員会の数は14であった。

<sup>33</sup> 中央教育審議会新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ「審議まとめ」（2020.11.13）33頁

<sup>34</sup> ①SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴う課題に対応するため、大学等の連携協力体制を整備した「学際領域学科」、②地域の課題に対応するため、地域の行政機関等との連携協力体制を整備した「地域社会学科」等

<sup>35</sup> 新時代に対応した高等学校改革推進事業。2022年度の予算額は約2億円であり、2026年度予算には、継続支援のための約700万円が計上されている。

### 3. これまでの都道府県における計画等の策定状況

#### (1) 計画等の策定状況に係る経過

高校標準法により高校の配置及び規模の適正化の努力義務が課されている都道府県において、域内の公立高校の再編整備を始めとする高校教育改革に向けた検討が活発となったのは、生徒数の減少が始まった1989年以降とされる<sup>36</sup>。1997年に東京都が「都立高校改革推進計画」を、1998年に鳥取県が「高等学校教育改革基本計画」を策定する中、各都道府県において検討が進み、2010年の文部科学省の調査<sup>37</sup>によれば、調査時点で、46都道府県が計画を策定したことがある<sup>38</sup>という状況となった。

#### (2) 2025年6月時点の計画等の策定状況

三党検討チームの議論にて、国によるグランドデザインの策定についての方針が示された2025年6月時点では、7県を除く40都道府県において、高校教育改革に係る計画等<sup>39</sup>の策定が確認できる。計画等の策定が確認できない県の中には、過去には計画等を策定していたものの、新たな計画等については、地域からの異論により合意形成が果たせず、策定を断念した事例も見られる。

各計画等の策定の経緯や位置付けは様々であり、記述されている項目や内容は同一ではない。多くは計画期間を10年程度として、域内の公立高校の配置や教育改革の方向性を示している。以前は長期計画を策定していたものの、現在は次期長期計画の策定までの過渡期にあり、特定のテーマについて3年間の計画を策定している東京都のような例もある。

39都道府県において、計画等の策定主体は都道府県教育委員会であるが、富山県は総合教育会議<sup>40</sup>が策定主体となっている。計画等の策定プロセスは様々であるものの、有識者による会議における検討・提言、域内公立高校・市町村との意見交換、域内各所における住民説明会、パブリックコメントや小中高生・保護者を対象としたアンケートなどを実施した後策定している例が多く、2年以上の検討期間を経て策定している例もある。

30道府県の計画等においては、学校規模の基準に言及があり、その多くは1学年の学級数として4から8学級を適正規模等としている。ただし、画一的な基準で学校の再編整備を行うのではなく、例えば中山間地域など通学が困難な地域が学校周辺に広がり、近隣に他の高校がない場合の特例などを設けている例が多い。また、過去の計画等では適正規模等を示していたものの、現在は記述が無くなった例も見受けられる。

<sup>36</sup> 屋敷和佳「高等学校教育改革の動向と課題」『国立教育政策研究所紀要』(2009.3)、屋敷和佳「全国の公立高校再編整備の状況」『月刊高校教育』(2017.11)

<sup>37</sup> 文部科学省「高等学校教育の改革に関する推進状況について」(2010.11)。これ以後の策定状況調査はない。

<sup>38</sup> 前掲注37の調査において、これまでに計画等を策定したことがないとされた滋賀県が2012年に計画を策定したことから、現在は全都道府県がこれまでに計画等を策定したことがある状況となっている。

<sup>39</sup> 各都道府県のウェブサイト上で確認できる、主だった高校教育改革や再編整備に関する計画等(教育振興基本計画等を除く)について取りまとめた。複数の計画等がある場合には、学科別配置についての記述があるものを優先して記載している。

<sup>40</sup> 首長(招集権者)と教育委員会により構成され、①教育行政の大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う場であり、2014年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(1956年法律第162号)」の改正により、2015年4月から全地方公共団体に設置されることとなった。

20道府県の計画等においては、公立高校の学科別配置についても一定の方針等を示す記述が見られ、そのうち14道府県の計画等では、学科別配置に関する具体的な数値目標等が掲げられている。学科別配置については、後述するグランドデザインの「2040年までに達成を目指す目標」の一部に関連があるため、各計画等における主な記述を図表4に示す。

図表4 20道府県の計画等における学科別配置に関する主な記述

	名称・策定年月・計画期間	学科別配置に関する主な記述
北海道	「これからの高校づくりに関する指針」改定版(2023.3)	農業、水産、看護又は福祉に関する学科を置く高校は、地域創生に向けた地域との連携のほか、基幹産業である一次産業や安心な暮らしを支える医療・福祉を担う人材の育成の観点から、再編整備の対象となった場合も、道教委が所在市町村をはじめとした地域と連携して、高校の特色化・魅力化、入学者確保に取り組む集中取組期間を設けて再編整備を留保することなどを明記
岩手	新たな県立高等学校再編計画後期計画(2021.5)【5年計画】	専門学科及び総合学科は、多様な専門分野を維持した上で教育内容の充実を図るため、ブロックを越えて専門分野を集約する大規模な統合の検討を進めていくことも必要となることなどを明記
山形	県立高校再編整備基本計画(2014.11)【10年計画】	普通科は8地区ごとに、大学等への進学を希望する生徒への指導に望ましい規模の学校を少なくとも1校配置する、職業に関する専門学科は、生徒数の減少に伴う一律的な削減は行わず、全ての学科の学習の場を確保する、総合学科は8地区ごとに少なくとも1校配置できるよう検討することなどを明記
福島	県立高等学校改革基本計画(2018.5)【10年計画】	地域の産業を支え本県の発展に寄与する人づくりに貢献できるよう、各地区の実状や生徒の志願動向を考慮しながら、「普通科、普通系専門学科及び総合学科」と「職業系専門学科」を概ね2:1の比率で配置することなどを明記
栃木	第三期県立高等学校再編計画(2024.1)【12年計画】	中学生の進路希望や本県産業の特徴等を考慮し、募集定員に占める普通系学科と職業系専門学科の割合は、現在の7:3を概ね維持すること、各職業系専門学科の割合も現状を概ね維持することなどを明記
群馬	第2期高校教育改革推進計画(2021.3)【10年計画】	8地区に、普通科系学科を置く一定規模の中核となる学校を維持すること、職業系専門学科については、学科の専門性を維持、向上させる観点から、全県を視野に、それぞれの学科の拠点校を整備すること、普通科系学科6割、職業系専門学科3割、総合学科1割という現在の比率を目安に、生徒や社会のニーズ、産業界や地域の実情等を踏まえて、学級数を調整することなどを明記
千葉	県立高校改革推進プラン(2022.3)【10年計画】	多様な学習ニーズに対応するため、地域バランスに配慮し、普通科の転換により、総合学科を新たに5校程度設置することなどを明記
新潟	県立高校の未来構想(2025.3)【10年計画】	県内を6つのエリアに分割し、以下の学校を各エリアに1校以上配置することなどを明記 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学年あたり4学級以上の普通科系高校</li> <li>・1学年あたり3学級以上の専門系高校(総合学科を含む)</li> <li>・生徒一人一人の状況に合わせて学べる高校</li> </ul>
富山	「新時代とやまハイスクール構想」基本方針(2025.3)【14年計画】	大規模校は普通系学科と職業系専門学科併設を1校ずつ、中規模校は普通系8校、総合学科併設2校、職業系併設2校、職業系3校、小規模校は普通系と職業系を計4校を目安とすることなどを明記
福井	県立高等学校再編整備計画(2009.3)	職業系専門学科については、拠点校を既設の職業系専門高校から指定し、農業・工業・商業の各分野について県内に1校は配置することなどを明記
長野	高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針(2018.9)【12年計画】	普通科は志望者が多いことを踏まえ、旧12通学区単位に配置を検討すること、専門高校は旧12通学区単位に何らかの専門教育を受けられる環境を整えるとともに、より広域の通学区単位では、農業・工業・商業の専門教育を受けられるようにし、さらに、6次産業化等の進展を見据え、総合技術高校の配置を検討すること、総合学科高校及び多部制・単位制高校は、4通学区を基本に配置を検討することなどを明記
大阪	府立高等学校再編整備計画(2023.3)【5年計画】	府内全域からの工業に関する学科への就学機会を確保(旧通学区(9学区)を参考)できるよう検討を進めることなどを明記
兵庫	県立高等学校教育改革第三次実施計画(2022.3)【9年計画】	普通科学年制は全区において現行の枠組みを、職業学科は現行の全県単位での配置、大学科の枠組を、総合学科は現行の枠組をそれぞれ維持すること、総合学科は、望ましい規模の確保が見込めない場合は、魅力・特色の再構築を行い、普通科(特色類型)又は専門学科への改編を検討することなどを明記
奈良	県立高等学校適正化推進方針(2018.4)	普通科設置校を都市単位で1校は維持すること、設置されている高等学校数が少ない地域において幅広い選択肢を用意するために複数の系列をもつ総合学科の設置を推進することなどを明記

	名称・策定年月・計画期間	学科別配置に関する主な記述
和歌山	県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針 (2022.3)	各エリア・地域に関して、学科別に存続充実することなどを明記
鳥取	令和新时代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針 (2024.3)【10年計画】	東中西部地区にそれぞれ普通科・総合学科・専門学科の高校を設置した上で学科・課程の配置を計画し、段階的に再編等を進めながら、生徒の将来につながる多様な選択肢が用意された、体験しながら成長できる教育環境の整備を進めることなどを明記
岡山	岡山県立高等学校教育体制整備実施計画 (2019.2)【10年計画】	普通系学科55%程度、職業系学科40%程度、総合学科5%程度を基本的には維持すること、社会情勢が大きく変化し、高等学校の小規模化が進む中であって、これまで以上に社会の状況や地域のニーズ等に応じた学科の配置が求められることから、構成比率については柔軟に対応することなどを明記
愛媛	愛媛県立学校振興計画 (2023.3)【10年計画】	総合学科は全日制3校から、全日制7校・昼間二部定時制1校へ拡充し、地域のニーズや生徒の実態を踏まえた特色ある系列を設置することなどを明記
宮崎	宮崎県立高等学校教育整備基本方針 (2021.3)【8年計画】	職業教育を主とする専門学科の学びの場は、全体的・総合的な視野に立ち適切に維持すること、比較的大きな規模の学校においては、大学科を細分化した小学科を可能な限り維持すること、比較的小さな規模の学校においては、専門学科の学びを可能な限り維持することなどを明記
沖縄	県立高等学校編成整備計画 (2022.3)【10年計画】	普通科は、大学進学等へのニーズに対応できるよう、各地域・学区に置くことが望ましいこと、専門学科は、志願倍率が低下し、定員割れの状況が続くものもあることから、各分野の人材需要や社会の状況等を注視しながら、学科の再編等について議論する必要があることなどを明記

※ 下線部分が具体的な数値目標等(緑色は普通科等、赤色は専門学科等、紫色は総合学科)に関する記述。(出所)各計画等より筆者作成

## 4. グランドデザインに係る主な経緯と論点

### (1) 主な経緯

2025年2月の三党合意においては、2026年度から高等学校等就学支援金制度の所得制限を撤廃し、私立加算額を引き上げることとされ、同時に公立高校などへの支援を拡充することも合意された。2025年度については、その先行措置として、国公私立高校を対象とする公立高校授業料相当額の高等学校等就学支援金について、所得制限の事実上の撤廃を行うとともに、公立の専門高校の施設整備に対する支援を拡充することが合意された<sup>41</sup>。

三党合意以前から、三党検討チームの参加議員より、高校授業料の無償化が単なるばらまきにならないように、目指すべき高校改革とリンクしつつ前進するような意義ある無償化を実現すべきこと<sup>42</sup>などが求められていた。三党合意においては、公立高校などへの支援の拡充を含む教育の質の確保、多様な人材育成の実現などが、いわゆる高校無償化の論点として挙げられ、これらについて十分な検討を行うことも合意された。三党合意の署名後は、三党検討チームにおいて、公立高校などへの支援の拡充等の具体化を進め、2026年度予算編成過程において成案を得て実現することとされた。

こうした検討の過程で、グランドデザインの策定について初めて文書で明示されたのは、2025年6月の三党検討チームの文書であり<sup>43</sup>、その後、2025年10月の文書においても言及された。それぞれにおける主な記述は、図表5のとおりである。

<sup>41</sup> 2025年度に係る合意に基づき、2025年度予算の国会修正がなされ、産業教育のための実験実習施設整備の支援を拡充するとして、公立学校施設整備費が10億円増額された。

<sup>42</sup> 第216回国会参議院本会議録第6号5頁(2024.12.17)

<sup>43</sup> それ以前にも、国会においては、中央教育審議会の答申で示された高等教育のグランドデザインに倣い、高校も、公立も私立も含めて、どこに住む子供たちも、高校までは少なくとも自分が生まれ育ったところで質の高い教育機会を確保できるように、そういう設計を都道府県ごとにつくっていただきたいとの旨の指摘が三党検討チームの参加議員からなされている(第217回国会参議院文教科学委員会会議録第2号8頁(2025.3.13))。

図表5 三党検討チームの文書におけるグランドデザイン関係の主な記述

文書名・日付	グランドデザイン関係の主な記述
三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理 (2025.6.11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子供たちの学びの質や機会を確保するためには、公立高校への地理的アクセスの確保と人口減少社会に対応した規模の適正化が必要であり、これらの保証に重要な役割を担う公立高校の振興が重要であることから、国が示す高校教育改革に関する基本方針（高校教育改革に関するグランドデザイン（仮称））を踏まえ、都道府県が作成する計画（高校教育改革実行計画（仮称））に基づく高校教育改革やそれに伴う施設の老朽化対策等の教育環境の整備を計画的かつ円滑に実施できるように交付金等の新たな財政支援により支援する仕組みづくりが必要。このほか、指導体制の充実の検討も必要。</li> <li>• 「私学シフト」を懸念する声があることを踏まえ、「専門高校をはじめとする公立高校離れ」、「地方公立高校の衰退」への対応方策として、高校教育改革に関するグランドデザイン（仮称）を踏まえた、都道府県毎の高校教育改革実行計画（仮称）作成の仕組みづくりの早急な検討が必要。その際、専門学科ごとの公私比率の違い等の地域の状況を踏まえた検討が必要。</li> </ul>
三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について (2025.10.29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 我が国の持続的な発展・成長に向け、産業イノベーション人材等を育成するため、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI等の人材育成の強化を図り、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化（高専への転換や高専の機能強化等を含む）や、普通科改革等（理系人材の育成や文理分断からの脱却の取組を含む）を通じた特色化・魅力化を図るための支援を実施する。</li> <li>• 公立高校は、地域のそれぞれの人材を育成し、高校教育へのアクセスを確保するという重要な役割を担っていることを踏まえ、多様で質の高い教育が受けられるよう、その振興を図る。</li> <li>• 国においては、「高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）」を今年度中に提示し、各都道府県において地域の実情に応じて「高校教育改革実行計画（仮称）」を策定・実行する。国においては、当該計画に基づく各都道府県の取組を支援するため、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することに加え、緊要性のある取組等は先行的に実施する。</li> </ul>

(出所) 各文書より筆者作成

グランドデザインの具体的な内容については、文部科学省に設けられた「人材育成システム改革推進タスクフォース」<sup>44</sup>において検討が進められ、産業界、自治体、教育関係団体との意見交換などを実施したと説明されている<sup>45</sup>。確認できる限りでは、中央教育審議会初等中等教育分科会のほか二つの会議において文部科学省からその骨子の概要説明がなされ、意見交換が行われている。また、政党、有識者、全国知事会などからも提言がなされた。

2026年2月のグランドデザイン策定までの主な経緯をまとめると図表6のとおりである。

図表6 グランドデザイン策定までの主な経緯

日付	主な事項
2025.2.25	三党合意の署名
3.31	国会修正を経て2025年度予算が成立
6.11	三党検討チーム「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」
6.13	閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図るなど、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指すこと明記
8.22	自由民主党教育・人材力強化調査会が緊急提言「人材育成システム改革2040」において、産業界のニーズも踏まえながら、高校から大学・大学院等まで一貫通貫した人材育成システム改革を進めていくことを提言
10.1	日本維新の会文部科学部会が、改革方針として①普通科・専門学科改革、②小規模校改革、③定時制・通信制改革、④高校生改革の四つを示した独自のグランドデザイン案を取りまとめ

<sup>44</sup> 文部科学大臣が主査を務める。高市内閣の下で新たに設置された「日本成長戦略本部」（全大臣で構成）において、未来成長分野に挑戦する人材育成に関する検討の指示を受けたことも踏まえ設置したものと説明されており、文部科学省の政務三役、事務次官のほか、関係局長等が構成員となっている。また、日本成長戦略本部の下には有識者を交えた「日本成長戦略会議」が設置されており、同会議の下にある「人材育成分科会」は人材育成システム改革推進タスクフォースに有識者を加えた形で構成されている。

<sup>45</sup> 松本洋平文部科学大臣記者会見録（2026. 2. 13）

日付	主な事項
10.20	自由民主党・日本維新の会「連立政権合意書」において、三党合意のとおり、高校教育改革のグランドデザインを策定し、全国での教育機会確保と教育の質の向上を実現すると明記
10.29	三党検討チーム「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」
10.30	教育界、経済界、全国の首長などの有志による「高校教育改革を実現する会」が、①専門高校の機能強化・高度化、②地域唯一の高校の魅力化、③普通科高校の改革・理数強化を高校教育改革の3本柱とし、年間1,000億円から2,000億円の交付金を構築することなどを提言
11.21	閣議決定「『強い経済』を実現する総合経済対策」において、グランドデザインに沿った緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金等により先行的に支援すると明記
11.28	文部科学省がグランドデザインの骨子を公表
12.8	都道府県の基金造成を支援する事業を計上した2025年度補正予算が国会提出 ※12.16成立
12.10	骨子がパブリックコメントに付される ※12.24意見提出期限 高等学校教育の振興に関する懇談会（第2回）において骨子説明を踏まえた意見交換
12.18	全国知事会が公立高校等への支援について、各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫に基づく特色化や魅力化、施設の老朽化対策、空調整備等も含めた教育環境の整備を計画的に進めるため、交付税措置のある地方債など有効かつ十分な財政措置を講ずることなどを要望 三党検討チーム「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する国と地方の関係について」において、地方から今般の高校無償化に伴う公立高校離れや都市部と地方部の地域間格差の拡大などを懸念する声があることを踏まえ、公立高校等の施設設備等の整備に活用することができる交付税措置のある地方債を創設するなど明記
2026.1.26	中央教育審議会初等中等教育分科会（第153回）において骨子説明を踏まえた意見交換 日本成長戦略会議人材育成分科会（第1回）において骨子説明を踏まえた意見交換
2.13	骨子のパブリックコメントの結果が公示 文部科学省がグランドデザインを策定・公表 2025年度補正予算による都道府県の基金造成を支援する事業の公募が開始

(出所) 文部科学省ウェブサイト、報道等より筆者作成

## (2) 主な論点

グランドデザインは、高校教育改革を通じて実現を目指す新しい学校のイメージ、取組例などについて、専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保の観点を示すものと説明されており<sup>46</sup>、これらの主な内容や「2040年までに達成を目指す目標」は図表7のとおりである。

以下では、ここまでに概観したこれまでの国による高校教育改革や都道府県における計画等の策定状況に加え、国会での議論等を手掛かりに、グランドデザインに係る主な論点を整理する。

図表7 新しい学校のイメージと取組例や達成目標

新しい学校のイメージと取組例			
	専門高校(農業・工業などの機能強化・高度化) (アドバンス・エッセンシャルワーカーの育成等)	普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化 (文理双方の素養を有する人材の育成等)	地理的アクセス・多様な学びの確保
イメージ	地域発のイノベーションを興すことのできる人材を育成する学校など	文理にとらわれず新しい価値を創造する人材を育成する学校など	社会課題を主体的に探究・解決できる人材を育成する学校など
取組例	● ビジネス経験の必修化 ● ものづくりから流通まで一体的な学びの実践	● 実社会につながる生きた授業の実践 ● 高度実験環境を核とする理数探究拠点整備	● 学校間連携や遠隔授業を活用 ● 学校と地域の連携・協働の強化
2040年までの達成目標	● 地域の産業界等と連携・協働した取組を行う専門高校：100% ● 少子化傾向においても専門高校の生徒数を現在と同水準	● 文理横断的な学びに取り組む普通科高校：100% ● 普通科でいわゆる文系と理系の生徒の割合：同程度	● 学びの状況に関する生徒の肯定的な評価の向上 ● 高校卒業段階の進路未決定者の割合の半減

(出所) 文部科学省ウェブサイト【高校改革】理系拡充や専門高校強化の財政支援、高校改革基金の公募も開始

<sup>46</sup> 松本洋平文部科学大臣記者会見録 (2026. 2. 13)

## ア 高校教育改革の目的

学校教育法において、高校教育の目標は、①義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと、②社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること、③個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこととされている。

グランドデザインにおいては、高校教育改革の視点として、①不確実な時代を自立して生きていく主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長、②我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成、③一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保が挙げられるとともに、新たな学校のイメージとして様々な人材を育成する学校が示されている。こうした視点などに関しては、経済が前面に押し出され、持続可能な社会や個人と社会のウェルビーイング、さらには人権、多様性、包摂といった視点が相対的に薄くなっている、公教育の目的は、主権者としての資質・能力や共感性を土台とした市民性などの育成にあり、こうした市民性の視点を経済的価値と並列的でなく、むしろ根底に据える必要があるとの指摘<sup>47</sup>や、トップダウンで国・財界の求める「人材」育成を目指す教育を押し付けようとするものであるとの批判<sup>48</sup>がある。

## イ グランドデザインが根拠とする推計

グランドデザインでは、「2040年の就業構造の変化の推計によると、職種により余剰や不足が生じる労働力需給ギャップや、産業界のニーズに応じたいわゆる理系人材の不足が生じる可能性がある」などとして、「高校教育における普通科に偏った学科構成の見直し」や「専門高校の機能強化・高度化」などを高校教育改革の方向性として示している。

就業構造の変化の推計としては、経済産業省が2026年1月に改訂版を公表した「2040年の就業構造推計」<sup>49</sup>があるが、同推計は、同省の産業構造審議会経済産業政策新機軸部会の「第4次中間整理」<sup>50</sup>で示された政府の経済産業政策を基に「2040年に十分な国内投資や産業構造転換が実現する場合」を前提としている。「第4次中間整理」の目的は、人口減少を前提に、産業構造等の変化を踏まえた企業投資、個人消費などの将来需要等のマクロ経済の変化を示し、国内投資と賃上げ・消費拡大の予見可能性を高めることとされており、未来を予測して当てることが目的ではないことも明記されている。

高校教育改革には長い年月が必要であり、その動向は志願者の進路選択に大きく関わる。また、生徒にとっての高校教育の魅力を高めるには、的確な産業構造の変化の予測をベースとする必要もある。グランドデザインが根拠とするのはどのような推計で、それが高校教育改革を進める根拠として妥当なのか、十分な説明が求められる。

<sup>47</sup> 高等学校教育の振興に関する懇談会（2025. 12. 10）議事録

<sup>48</sup> 全日本教職員組合【談話】「高等学校教育に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた『N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想』～」について」（2026. 3. 13）

<sup>49</sup> なお、グランドデザイン策定後の2026年3月にも改訂版が公表されている。

<sup>50</sup> 2025年6月取りまとめ。産業構造推計モデルは独立行政法人経済産業研究所が学者10名程と連携して構築。

## ウ 地理的アクセスの確保

グランドデザインにおいては、「生徒の地理的アクセスの確保（移動手段の確保を含む。）を図ることに留意しつつ、都道府県の実情等に応じた学校配置・規模の適正化を図ることが必要」とされている。また、「小規模校の特色化・魅力化のための教育条件の改善」などに取り組むことが重要とも記述されている。

こうした記述に関しては、全国町村会から、その運用によっては小規模の高校の統廃合を加速させるのではないかとの懸念が示されている<sup>51</sup>。また、国会においては、教育アクセスの確保を大切にしながら、高校教育の質の向上を両立させる観点から、地域住民の反発も予想される高校の統廃合・再編問題に対して、国として一定の方向性を示していく必要がある旨の指摘もなされている<sup>52</sup>。

文部科学大臣は、グランドデザインで統廃合の方向性を示すことは想定していないと述べ<sup>53</sup>、統廃合は都道府県が地域住民の意見を聞きつつ判断するものとしつつも、都道府県の実情等に応じた学校配置、規模の適正化を図ることが必要であるとして、文部科学省もその取組に伴走しながら支援する旨答弁している<sup>54</sup>。生徒数が急減する中、グランドデザインに基づく取組がどのような影響を及ぼすのか、十分に注視する必要がある。

## エ 教職員定数の改善

グランドデザインに基づく高校教育改革に当たっては、一律一斉型の教育から、多様性を重視した探究力を育てる教育への転換なども求められており、そのためには更なる少人数学級の推進と、教職員定数の改善が必要であるとの意見がある<sup>55</sup>。また、小規模校においては配置される教職員の数が少ないことから、生徒の多様な問題・関心に沿った探究活動を支援することが難しい場合があるとされる<sup>56</sup>。

国会においては、全高校の教職員定数の改善が必要である旨の指摘がなされ<sup>57</sup>、参議院文教科学委員会における附帯決議<sup>58</sup>では、「公立高校等が高校教育改革を推進するためには、教師の役割が一層重要となることから、学級編制及び教職員定数の標準等の在り方についても検討すること」が政府に求められている。

## オ 都道府県による実行計画の策定

グランドデザインにおいては、都道府県がグランドデザインを踏まえて実行計画を策定し、国が安定財源を確保した上で、新たに創設する交付金等<sup>59</sup>により支援を行う旨が示

<sup>51</sup> 「高校教育改革に関するご意見」（日本成長戦略会議人材育成分科会（2026. 1. 26）配付資料）47頁

<sup>52</sup> 第221回国会衆議院予算委員会議録第4号（2026. 3. 3）

<sup>53</sup> 「統廃合の方向性は示さず 公立高改革デザイン—松本文科相・新閣僚インタビュー—」『時事通信』（2025. 12. 2）

<sup>54</sup> 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第4号（2026. 3. 10）等

<sup>55</sup> 文部科学省「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））骨子に関するパブリック・コメント（意見公募手続）の結果について」（2026. 2. 13）5、8頁

<sup>56</sup> 中央教育審議会高等学校教育の在り方ワーキンググループ「審議まとめ」（2025. 2. 12）25頁

<sup>57</sup> 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第2号（2026. 3. 26）

<sup>58</sup> 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
<[https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f068\\_033101\\_1.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f068_033101_1.pdf)>

<sup>59</sup> 2025年度補正予算で措置した高等学校教育改革促進基金の執行状況等を踏まえ、2027年度予算の編成過程で検討するとされている。なお、2026年度には、総務省が示す地方財政対策において、実行計画に基づき実施する取組に資する施設設備の整備のための地方単独事業を対象とした「高等学校教育改革等推進事業債」（事業費は1,000億円、地方債充当率は90%、交付税措置率は50%、事業期間は2031年度まで）が創設された。

されている。全国において高校教育改革を進めるには、全ての都道府県において実行計画が策定されることが不可欠であるものの、グランドデザインは法律に基づくものではなく、都道府県には実行計画を策定する法的な義務はない。

国会では、都道府県による計画策定を促す上で重要となるのは、新たに創設する交付金等の規模や交付要件であり、これらについて一定のめどを示すべき旨の指摘がなされている<sup>60</sup>。他方、全国都道府県教育委員会連合会からは、各都道府県における教育充実のための多様な施策が対象となるよう柔軟性を持った制度とすることも求められている<sup>61</sup>。都道府県に対し過剰な条件を設けずに、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能としつつ、どのように高校教育改革を全国で進めていくことができるのかが問われる。

#### カ グランドデザイン自体の評価と見直し

グランドデザインにおいては、「交付金等の運用に当たっては、各都道府県が取り組む高校改革に係る進捗管理や評価・改善の状況を適切に把握し、定期的な評価・公表を実施することが必要である」とされ、「2040年までに達成を目指す目標」として、「少子化傾向においても、専門高校の生徒数が現在と同水準となること」などが掲げられた。

こうした目標については、「社会情勢等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うこととする」とされているものの、見直しの基準や評価方法・期間は示されていない。こうした目標を実現しようとした場合、普通科の多くが再編され得ることから、国会では、志願者が普通科に進学できず本来の志望ではない専門高校に進学することがないようにすることも考えなければならない旨、そのためにも、グランドデザイン自体も3年あるいは5年といった期間で見直しを行うべきである旨の指摘がなされている<sup>62</sup>。

## 5. おわりに

高校教育改革に関して、国はこれまでも法制度の整備や予算事業を通じた取組を進めてきた。急激な少子化による生徒数の減少に直面する中、グランドデザインは、高校教育の位置付けや国の関わり方を大きく変えるものになり得るとして、期待する声が多い。

他方で、教育基本法には義務教育や大学に関する規定はあるものの高校を規定する条文はなく、高校標準法においては国の責務も明記されていないため、高校教育の法的な位置付けや国の役割は依然として明確ではない。今からは想像もできない2040年の未来を前に、こうした課題にも向き合い、国、都道府県、学校設置者及び高校が適切な役割分担の下で一体となり、生徒を主語にした高校教育改革が全国で実現することを期待したい。

(すずき けんた)

<sup>60</sup> 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第2号(2026.3.26)。同委員会においては、三党協議が始まった当初は、大阪府で実施されている高校授業料の無償化と同じ支援を全国に広げるという考えがあり、そのために必要な追加額は約6,000億円と見込まれていたところ、最終的に必要な追加額が公費ベースで約4,000億円となり、その差額である2,000億円が公立高校の振興及び高校生等奨学給付金の拡充を行うために三党で合意した財源であるとの指摘が三党検討チームの参加議員からなされている。

<sup>61</sup> 「高校教育改革に関するご意見」(日本成長戦略会議人材育成分科会(2026.1.26)配付資料)5頁

<sup>62</sup> 第221回国会衆議院文部科学委員会会議録第4号(2026.3.10)